

1 計画策定の趣旨等

(1) 計画策定の趣旨

子ども・子育て支援については、平成 24 年 8 月に質の高い乳幼児の学校教育・保育の総合的な提供、保育の量的拡大及び確保並びに地域における子ども・子育て支援の充実等を図るため、子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。）をはじめとする子ども・子育て関連 3 法が制定され、「子ども・子育て支援新制度」が創設されました。

また、平成 28 年 4 月、令和元年 10 月には法の一部改正により、「仕事・子育て両立支援事業」及び「子育てのための施設等利用給付」が創設されました。

子ども・子育て支援新制度では、「子どものための教育・保育給付」「子育てのための施設等利用給付」「地域子ども・子育て支援事業」に関し、市町村が実施主体となり、地域のニーズに基づき市町村子ども・子育て支援計画を策定し、給付及び事業を実施し、国と都道府県が実施主体の市町村を重層的に支えるという仕組みです。

法第 62 条では、都道府県が国の基本指針（※）における子ども・子育て支援の意義等を踏まえ、5 年を 1 期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保等、その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画を定めることとされています。

県では、平成 27 年度から令和元年度を計画期間とする第 1 期群馬県子ども・子育て支援事業支援計画（ぐんま子ども・子育て未来プラン）、令和 2 年度から令和 6 年度を計画期間とする、第 2 期群馬県子ども・子育て支援事業支援計画（ぐんま子ども・若者未来ビジョン 2020）を策定し、給付制度に基づく各事業の提供体制の確保と推進を図ってきたところです。

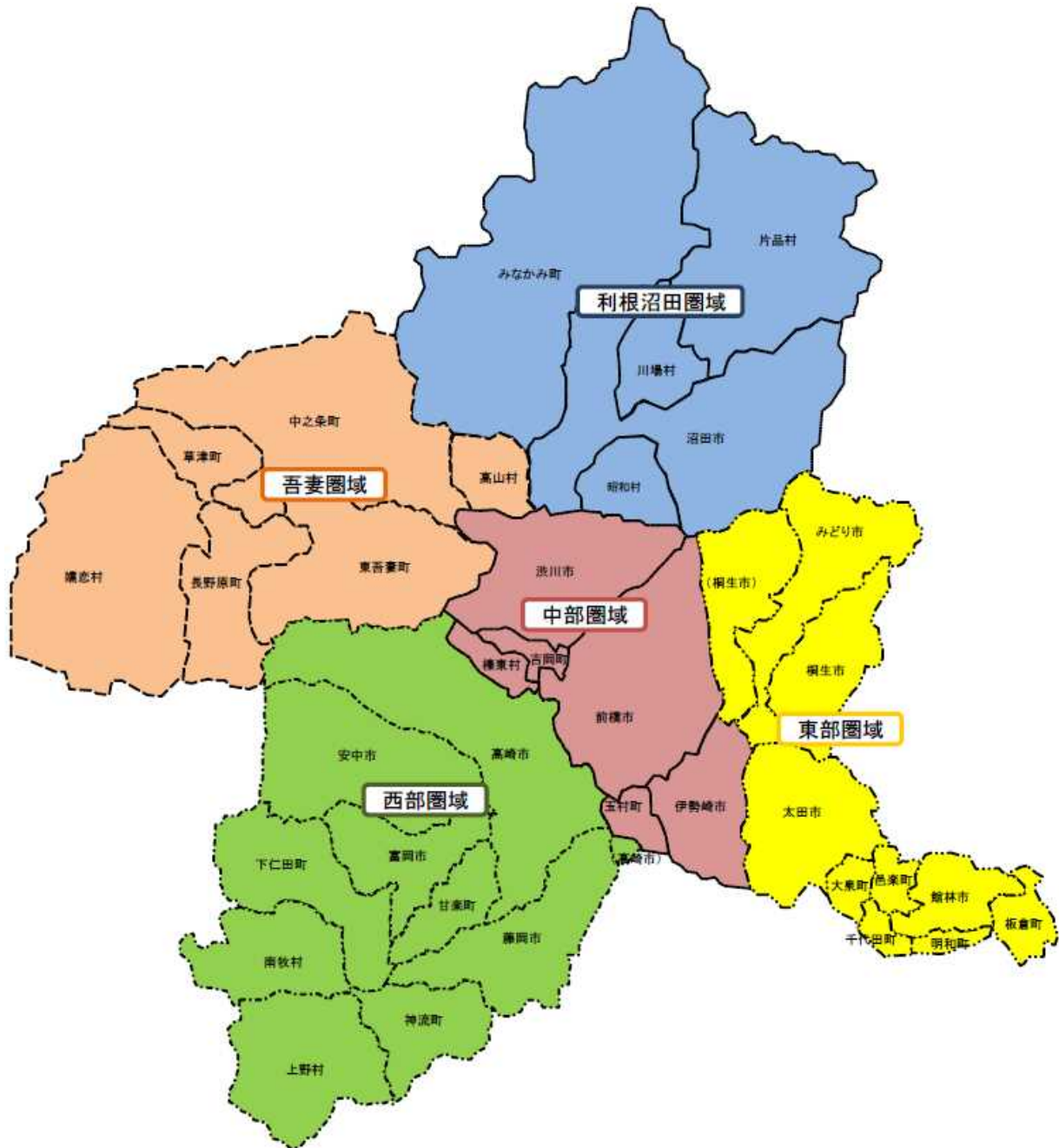
第 3 期計画は、令和 7 年度を始期とする「ぐんまこどもビジョン 2025」の総合的な理念の下、別冊として具体的な整備計画を策定します。

※教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針（平成 26 年 7 月 2 日内閣府告示第 159 号）

（２）県子ども・子育て支援圏域の設定

県は、市町村子ども・子育て支援事業計画を支援するために、「群馬県子ども・子育て支援事業支援圏域」を設定し、地域の実情にあった子育て支援施策を推進していきます。

■群馬県子ども・子育て支援圏域



教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備の状況、県民のわかりやすさなどを総合的に勘案して、『中部』『西部』『吾妻』『利根沼田』『東部』の5圏域を設定し、需要量に応じた供給体制の確保を実施していきます。

子ども・子育て支援施策を推進するに当たり、圏域を超えて広域的な調整が必要となる場合には、各圏域間の調整を行うこととします。